

いばたて



はせがわ ゆうじ
長谷川 裕治さん（三刀屋町乙加宮）

長谷川さんは、幼い頃から和牛を見て育ち、島根県立農林大学校を卒業後、畜産関係の仕事をしてながら、繁殖和牛農家である実家の手伝いをしてきました。平成30年からは本格的に家業を継承し、現在は両親と妻の眞代さんとともに、40頭の和牛を飼育しています。

和牛飼育では、近くの田畑で栽培したトウモロコシや牧草などの自給飼料をできるだけ使用し、安全・安心でバランスの良い給餌を心掛けながら、高騰する餌料費対策として、経営コストの削減にも取り組まれています。

今後は、さらに飼育頭数を増やし、全国に誇れる奥出雲和牛の生産に努めていきたいとのことです。



令和7年度

雲南市農業振興施策に関する

意見書回答（要旨）

農業委員会では、昨年10月、令和7年度の雲南市農業振興施策に関する意見書を石飛市長へ提出し、3月12日に意見書の回答をいただきました。

その回答書の概要について、次のとおり掲載します。

1 農地等の利用の最適化の推進

Q: 作りやすい水稻品種への転換について

A: 近年の猛暑により、コシヒカリを中心に上位等級比率の低迷が続いていることから、関係機関と連携しながら、栽培暦の見直しや指導



回答書提出

Q: 農業者への各種支援について

A: 市内農業グループに対する「雲南市地域農業サポート支援事業」や認定農業者や認定新規就農者などに対する「雲南市農業担い手フォローアップ事業」を継続し、農業の維持や経営改善に必要な機械、施設等の整備費用に対して支援していきます。

また、担い手がいない農地を管理する新たな仕組みづくりを検討していきます。

Q: 農家所得の向上について

A: 持続可能な食料生産のためには、生産コスト上昇に見合った食料の価格改定が必要になります。

そのため、適正な価格改定が行われる環境を整備することが求められており、その仕組みづくりについて、国や県へ働き掛けを行っていきます。

2 中山間地域における農業の継続

Q: 中山間地域の農業支援について

A: 中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払交付金制度の次期対策が始まることから、各協定の広域化に向けた取り組みを推進するとともに、事務の効率化も含めた、きめ細やかな助言を行っていきます。

Q: 地域計画の推進について

A: 4月からスタートする地域計画について、適宜見直しを進めながら、より具体的に農地の保全や農村維持に向けた取り組みが進むよう、関係機関や地域と連携しながら一体的に計画の推進を図っていきます。



意見交換の様子

Q: 鳥獣被害対策について

A: 市内の狩猟免許所持者は、令和元年と令和6年を比較すると5年間で44%増加しています。引き続き狩猟免許取得支援の拡充を行いながら、狩猟免許取得者の確保に向けた予算化に努め、捕獲体制の強化を図っていきます。

その他、防護柵（ワイヤーメッシュ）を一括購入し、希望される団体（営農組織・集落などの営農者3人以上）へ貸与する制度等も実施していますので、予算確保と事業周知を図っていきます。

Q: 畜産振興について

A: 安定的な堆肥の供給体制を確保するため、市内堆肥センターの維持が重要であることから、施設の長寿命化に努めています。

意見書に対する回答書は、農業委員会ホームページ（左記二次元コード）に掲載しています。



<農地法の手続き>



農地法の許可申請書、届出書の様式は農業委員会ホームページ（左記二次元コード）に掲載しています。



～令和7年度 雲南市標準農作業料金等一覧表～

雲南市標準農作業料金検討協議会において、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

- ★この料金はあくまで標準の料金です。作業条件などにより双方協議のうえ決定してください。
 ★備考欄や3. 特記事項、4. ほ場条件に記載してある事項については、それぞれの実情に応じて決めてください。
 ★ここに定めのない農作業については双方協議のうえ行ってください。
 ★この標準農作業料金等は、**4月1日**から適用します。

1. 農作業賃金

雲南市標準農作業料金検討協議会

作業区分	種 別	単 位	金 額 (円)	備 考
農 作 業	一般農作業	1日	8,800	

2. 農作業料金

作業区分	種 別	単 位	金 額 (円)		備 考
			消費税込み	消費税抜き	
耕 起		10a	9,075	(8,250)	・ほ場周囲の機械作業が困難な場所の作業は委託者が行う ・通し代とは、荒代、植代を同一人が受託して行う作業である
代 掻 き	荒 代	10a	3,905	(3,550)	
	植 代		6,545	(5,950)	
	通 し 代		10,450	(9,500)	
畦 塗 り		1m	73	(66)	・機械作業
機械田植	一般田植機	10a	10,120	(9,200)	・肥料は別料金 ・枕地の手植え、欠株の補植は委託者が行う
	側条施肥型		10,670	(9,700)	
育 苗	硬 化 苗	1箱	990	(900)	・種子代を含む
防 除		10a	2,750	(2,500)	・農薬は別料金
刈 取	コンバイン	10a	25,300	(23,000)	・籾運搬費は別途
乾 燥	18.0%以下	30kg	451	(410)	
	18.1%～30.0%		1,001	(910)	
	30.1%以上		1,100	(1,000)	
籾 摺 り		30kg	660	(600)	
色 彩 選 別		30kg	440	(400)	・籾摺りからの一連の作業料金 ※色彩選別のみの作業については特記事項(5)参照

3. 特記事項

- (1)機械や育苗の運送経費は別途双方協議のうえ決定する。
- (2)田植作業や籾摺作業の際、補助者が必要な場合は委託者負担とする。
- (3)コンバインなどによる作業の際、稲の倒伏程度により1割倒伏・1割加算の基準で、双方協議のうえ料金を加算する。
- (4)深耕、稲わらの処分など、一覧表に無いものは別途双方協議のうえ決定する。
- (5)色彩選別のみの作業の際は、別途双方協議のうえ料金を加算する。
- (6)農作業料金に影響を及ぼす事態が生じた場合は、雲南市標準農作業料金検討協議会で協議し、決定した事項については広報などで周知することとする。

4. ほ場条件

- ※ほ場一区画の面積が10a以上、おおむね乾田であるほ場での作業を想定して料金を算定した。
 ※ほ場の「軟弱」の程度、「不整形」、「湿田」の圃場は、おおむね1割加算の基準で双方協議のうえ料金を決定する。

雲南市賃借料情報

令和6年（1月～12月）に締結された賃貸借における10a当りの賃借料は次のとおりでした。

《令和6年1月～12月公告分》

地 目	地域名	平均額	最高額	最低額	筆数
田 (水稻)	雲南市全域	4,200円	10,600円	1,500円	183 (50)
	大 東 町	5,600円	9,000円	3,000円	26 (5)
	加 茂 町	5,900円	8,500円	3,000円	19 (4)
	木 次 町	1,600円	2,500円	1,500円	77 (3)
	三 刀 屋 町	6,400円	10,600円	2,300円	36 (28)
	吉 田 町	7,200円	8,500円	3,000円	20 (10)
	掛 合 町	3,600円	3,600円	3,600円	5 (0)
畑	雲南市全域	4,000円	5,000円	2,000円	24 (0)

<()内は物納数:10a、1反あたり>



全国農業新聞を読みませんか？

毎週発行月額 700円(送料、税込み) 申し込みは 農業委員会まで。

農地を農地以外にする場合には農業委員会の許可が必要です!!

農地転用とは…

農地を農地以外の用途（住宅、駐車場、倉庫、道路、太陽光パネルの設置、植林、資材置場など）に変更することをいいます。自己所有の農地でも同じです。

また、農地を一時的に資材置場や残土処理場、事務所などに転用される場合も事前の許可が必要です。

農地を転用するには…

農業委員会の許可が必要になります。申請については農業委員会事務局までご相談ください。

許可なく転用した場合は…

農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復命令などを行う場合があります。また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金（法人は1億円以下）が科せられることがあります。

許可を受けた後は…

許可後は速やかに工事に着手する必要があります。また、事業計画どおりに施行しなければなりません。事業計画どおりに転用されていない場合には、指導、勧告、あるいは許可処分が取り消されることがありますのでご注意ください。

1月30日・2月3日

農業委員 農地利用最適化 推進委員 合同研修会

研修会では制度改正に伴う農地の貸借や転用に係る手続などの説明がありました。

農業委員、農地利用最適化推進委員を対象とした合同研修会が大原地区と飯石地区に分かれそれぞれ雲南市役所で開催されました。



▲研修会の様子

老後生活への
備えは十分ですか？



終身年金で
安心!

年間60日以上農
業に従事

国民年金
第1号被保険者

加入
資格

60才未満

詳しくは… <https://www.nounen.go.jp>

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金 「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を!

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です!

一定の要件を満たす方には、月額最大1万円の保険料補助

加入で大きな節税効果! 保険料は全額社会保険料控除の対象



令和4年から改正されました。

- ①35歳未満の方は保険料下限額が2万円⇒1万円に引き下げ。
(一定の要件あり)
- ②年金受給開始時期が選択できます。(65才以上75才未満で選択)
- ③65歳まで加入できます。(国民年金任意加入者のみ)

※詳しくは農業委員会かお近くのJAへ!

編集後記

昨年、加茂町では2人の若い担い手農家が誕生しました。

Aさんは20代後半、加茂町三代地区で、ぶどう農家のハウスを引き継ぎ、加えて穴道町でもぶどうの連棟ハウスを新築し、約30aでシャインマスカットやピオーネ、神紅など栽培される予定です。

Bさんは30代前半、同じく加茂町三代地区の斐伊川の近くに約50aを借り、ハウス6棟を建て、アスパラガス栽培を開始されます。既に昨年4月から牛糞堆肥を投入し土壌改良を実施し準備万端です。

今後は二人とも、近年の異常に暑い夏の作業方法、暑さによる生育への影響、今までと違う病害虫の発生、今後の規模拡大や手伝ってもらえる方の確保など、さまざまな課題をひとつひとつ乗り越えていけるとと思います。

市内の若い担い手農家の皆さんに対して、農業委員会として一歩踏み込んだバックアップは何ができるのか今一度熟考し、実行していく必要を感じました。

(高橋 一裕)